

沿岸広域振興局長告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成22年8月3日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

- 1 路線名 340号
- 2 供用開始の区間 宮古市刈屋第4地割19番1地先から6番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成22年8月3日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
  - (2) 期間 平成22年8月3日から同年9月3日まで